

保 福 第 294 号
平成 28 年 10 月 6 日

社会福祉施設等の長 様

岩手県保健福祉部長

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について

このことについて、厚生労働省関係各課の連名により、平成 28 年 7 月に神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという事件が発生したことを受け、別添のとおり通知がありました。

当該通知では、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図る上では、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要であることから、社会福祉施設等への外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点で、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる点検項目を整理しています。

つきましては、厚生労働省通知の趣旨を踏まえ、点検項目等に御留意のうえ、入所者等の安全の確保に取り組まれますようお願いいたします。

【担当：障がい保健福祉課 山本、電話 019-629-5447】